

第55回ことう地域チームケア研究会

コロナ禍での医療・介護の現場から
～現状と課題～

介護サービス事業所より

一般社団法人 彦根愛知犬上介護保険事業者協議会
鈴木 則成

介護支援専門員1から

概要

夫婦が要介護。長男家族と同居。7人家族。
妻が利用しているデイにて感染。他家族は濃厚
接触者。

妻はデイケア、デイ利用。
夫はデイ、デイケア、訪看、福祉用具利用。
しかし、すべてのサービスを断られた。

妻は高次脳機能障害があるため、自宅療養。
症状はのどが痛いだけ。

夫、濃厚接触の待機期間が長かった。妻の感染隔離期間が終わってから、濃厚接触期間が始まった。

当初、訪看は濃厚接触者になっても、清拭、薬塗布はできると聞いていたが、対応してもらえなかった。（妻と一緒に生活していたためで、家庭内隔離できていたら対応可ではあった。）

保健所がいう濃厚接触の待機期間が明けてもデイが独自期間を設定し、再開ができなかった。訪看の再開までデイは利用できなかった。

課題

- ・濃厚接触者の待機隔離期間について、保険所が設定する期間とサービス提供事業所の設定がバラバラ。サービス提供事業所が独自ルールを作っている現状がある。
- ・濃厚接触者へ訪問してくれる事業所が少ない。

介護支援専門員2から

概要

男性 脊髄小脳変性症

妻と長女、長男と同居。4人家族。

長男が感染し、家庭内感染。妻、長女は濃厚接触者。

本人はデイケア週3回、福祉用具利用。

デイケアに行けなくなったため、訪問リハを依頼したが、濃厚接触者ならば対応可能だったが、感染者へのサービス提供はできないと断られた。待機期間解除後、デイケア再開となった。

課題

- ・自宅療養中の感染者でもリハビリが必要に人には受けられる体制があれば。。。。

訪問介護から

概要

他社訪問介護事業所より、ヘルパーが感染し、他ヘルパーも濃厚接触者となったため、サービス提供ができなくなり、代替サービスの依頼があった。

課題

代替できるヘルパーのスタッフ確保が厳しかった。

濃厚接触者へのサービス提供できる事業所が少ない。

通所介護から

感染者が発生して困ったこと

家族とケアマネへの連絡が大変。
どこまで連絡しないといけないのか？

週末、ケアマネジャーへの連絡がしにくかった。

デイサービス休止期間の判断基準がわからない。

感染発生後、施設内の消毒の基準はどこまで？

誰が原因か、感染経路の問い合わせ、個人情報情報を聞かれたときの対応。

課題

- ・検査した日と検査結果のタイムラグがあるため、その期間のサービス提供をどうしたらよいか。
- ・感染したスタッフが責任を感じて退職してしまった。また、スタッフが退職したことにより、他スタッフも感染することにより、周りに与える影響の怖さを感じながら勤務している。

介護関連施設・事業所等間の応援事業のイメージ

コーディネート機能の整備

- 登録法人・施設・事業所・派遣職員数・派遣職種等を取りまとめた応援事業登録内容一覧の作成
- 職員派遣依頼、代替サービス利用調整依頼の受付および決定
- 依頼先・依頼元施設間の派遣協定締結の調整
- 職員派遣の調整および代替サービス利用に向けた情報整理提供・調整支援 等

滋賀県全域事務局（県内団体連携事務局）
登録名簿整備

滋賀県医療福祉推進課

連携

委託

連携調整

連携調整

連携調整

登録名簿整備

登録名簿整備

登録名簿整備

地域事務局

地域事務局

地域事務局

登録

登録

登録

域内施設

域内施設

域内事業所

域内事業所

域内事業所

⋮

域内施設

域内施設

域内事業所

域内事業所

域内事業所

⋮

域内施設

域内施設

域内事業所

域内事業所

域内事業所

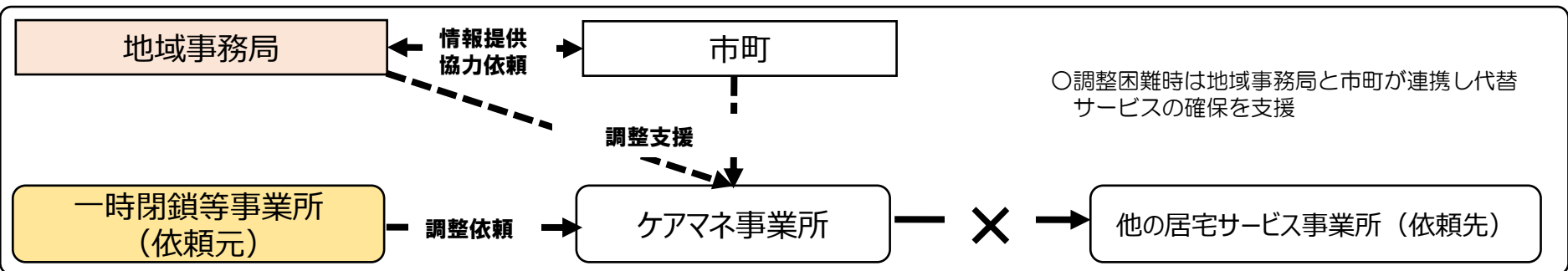
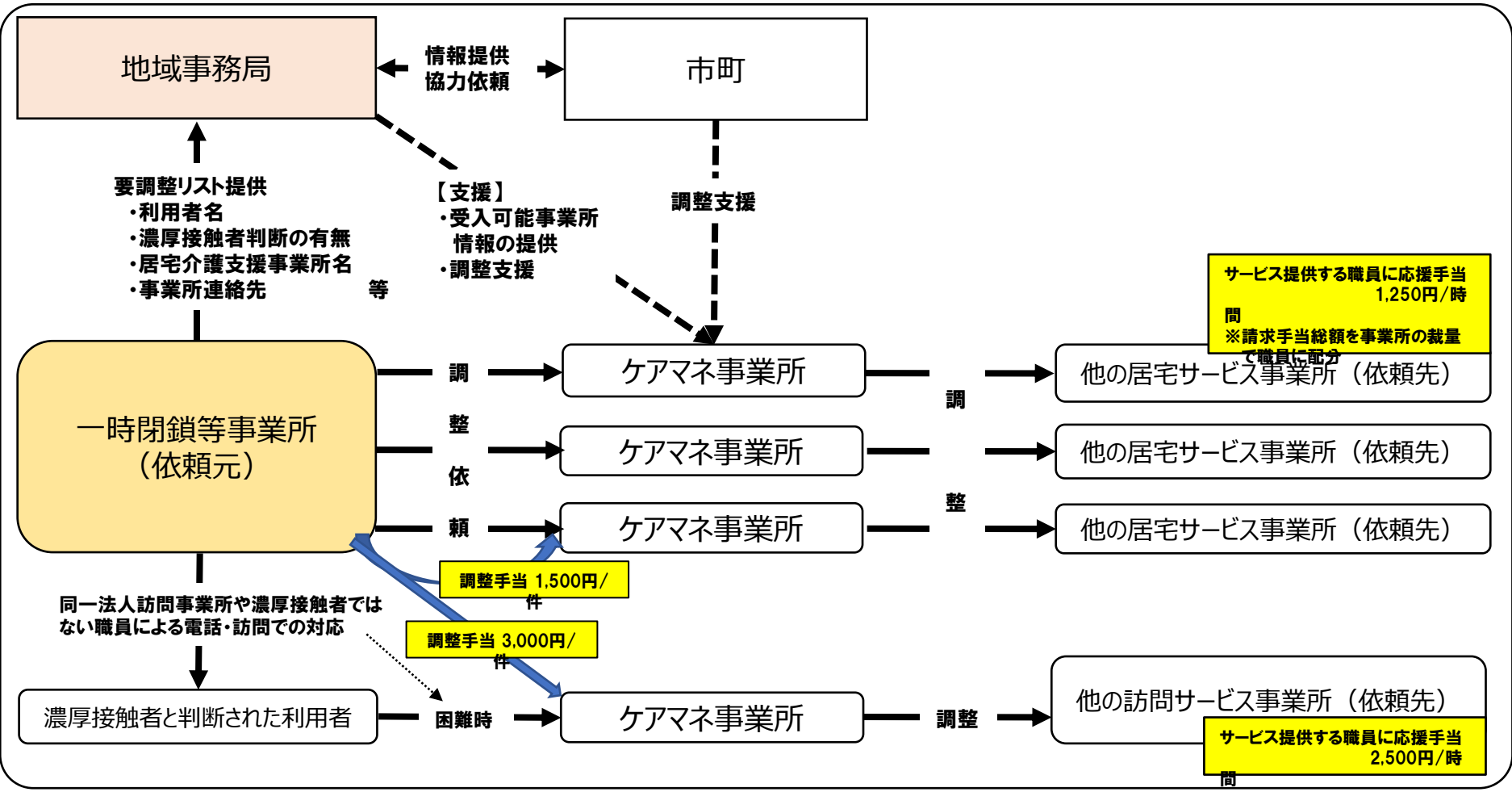
⋮

連携

連携

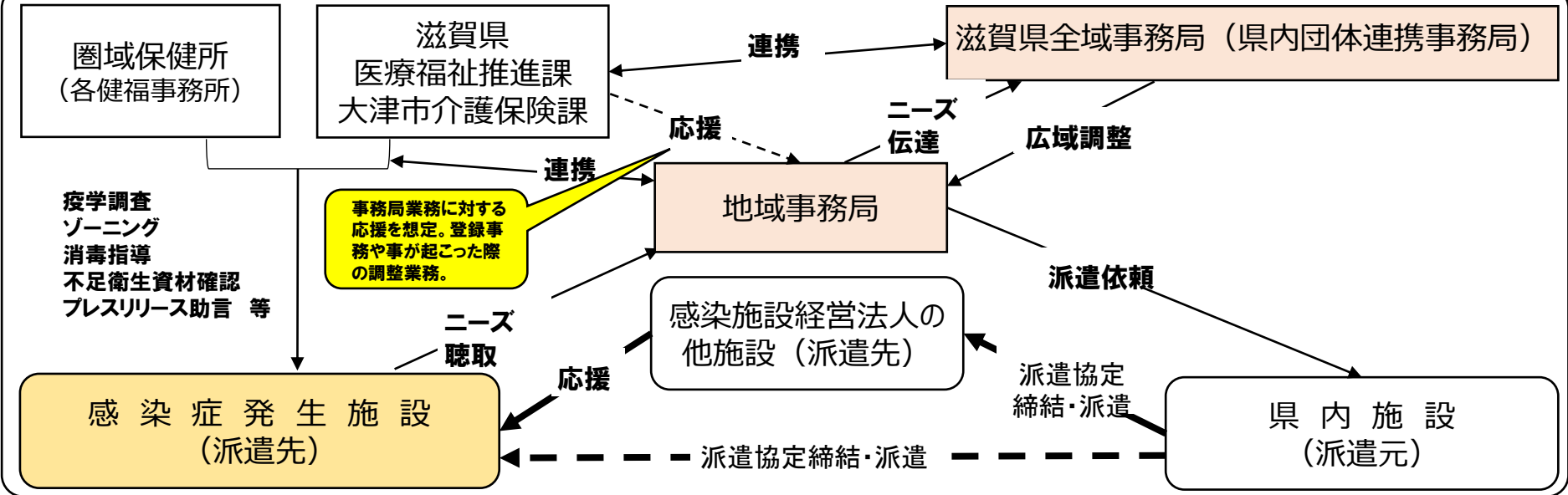
平常時からの衛生用品備蓄・ゾーニング・感染症研修の実施等

居宅サービス事業所間の代替サービス調整のイメージ

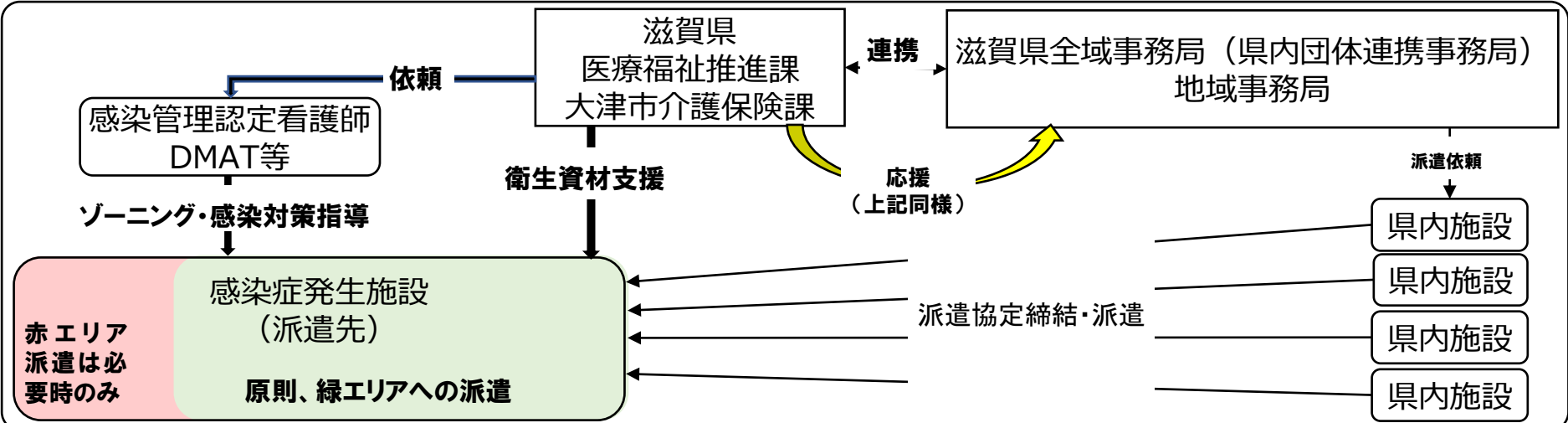


介護関連施設間の職員派遣のイメージ

集団感染(5人以上)発生時

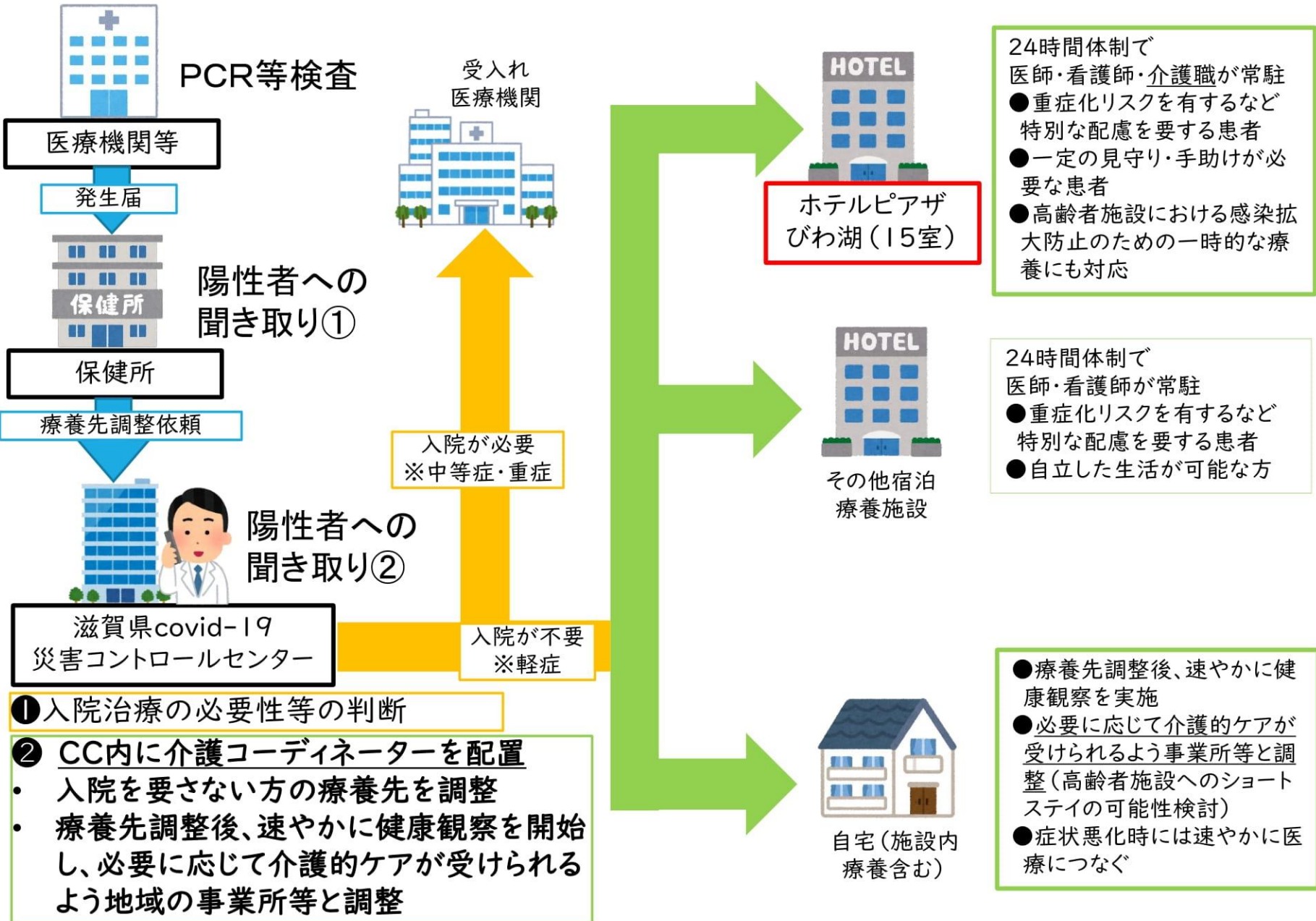


発生施設への派遣



高齢者が安心して療養できる体制の整備

資料3



【ピアザ淡海高齢者等宿泊療養施設入所基準】

- ①要支援1、要支援2、要介護1、要介護2の者
- ②認知症高齢者等の日常生活自立度ランクⅠ、Ⅱ、Ⅲの者
- ③その他、コントロールセンターにて宿泊療養が必要と認める者

①②③いずれかの者で、以下の基準を満たす者

- ・普通食が食べられる者
- ・痰の吸引等を行っていない者
- ・自立歩行が可能な者(歩行器、杖類の利用者可)

ホテルピアザびわ湖での宿泊療養について

宿泊療養施設の安全・円滑な運用のためには、皆様からのご協力が不可欠です。療養者の方にはご不便をおかけする点もございますこと、あらかじめご了承ください。

- 大きなフロアで、複数の療養者の方と一緒に過ごしいただくため、**食事・就寝時間等は、他の療養者の方々と併せた時間での対応となります。**
- 入浴はできないため、療養期間中は清拭のみです。
- 療養施設では、看護師および介護士が24時間常駐しています。また、療養中1日1回以上医師の診察があります。
- 対応させていただく職員は、**防護服を着用しています。**
- 入所時の貴重品は**最低限必要なもののみ**としてください。**現金は療養には必要ありません。**
- 新型コロナウイルス感染症の療養期間が終了する数日前にご家族等に連絡させていただき、退所の日時の調整をさせていただきます。**必ず療養期間終了日に退所いただきますので、お迎えの手段等のご準備をお願いします。**

入所時の持ち物・準備物について

下記の持ち物・準備物を参考に、**2週間程度の外泊を想定して**宿泊療養の準備を行ってください。

基本的に自宅にあるものでご用意いただき、足りないものについては、ご本人または濃厚接触者が外出しない方法でご準備ください。**アメニティ類はございませんのでご注意ください。**

【持ち物・準備物】

- 保険証（医療保険証・介護保険証）
- 服用中のお薬（あれば頓用の薬）、お薬手帳
※服用中のお薬は、出来るだけ療養期間より多めにご持参ください。
- 衣類（着替え、パジャマ、室内履き 等）
※施設内を移動する際は、安全を確保するためにスリッパ等は不可としています。
- 洗面用具等（歯ブラシ、歯磨き粉、義歯、義歯洗浄剤、ひげそり、くし、プラスチックコップ、フェイスタオル 等）
- ティッシュ、ウェットティッシュ
- （必要な方のみ）オムツ、パット、お尻ふき
- めがね、時計
- その他（携帯電話、充電器、本など娯楽に必要なもの 等）

※用意されているもの…トイレトーパー、寝具、マスク、ゴミ袋、体温計、パルスオキシメーター、義歯ケース

※たばこ、酒・ビール等のアルコール、生もの、騒音を出すものは持ち込み禁止です。

宿泊療養における同意について

【療養中の安全対策に関する同意】

入所による環境の変化や、病気によるさまざまな身体的、精神的影響に配慮し、危険行動を予防し適切に対応いたします。

しかしながら、やむを得ず安全を最優先とし以下の事項をせざるを得ないことがあります。ご理解とともにご協力をお願いいたします。

- 本施設は療養のための一時施設です。療養期間が終了しましたら退所していただきます。
- 安全対策として離床センサーを使用することがあります。
- 安全対策として監視カメラを使用します。
- 安全に療養していただくことを最優先とし、リハビリ等は行いません。
入所時よりも筋力低下する可能性があります。
- 転倒・転落に十分注意を払いますが、ご本人の体動により、あざや打撲が生じる可能性があります。
- 退所時、認知機能低下の可能性がります。

【身体抑制に関する説明書・同意書】

突然の入所による環境の変化や、病気によるさまざまな身体的、精神的影響に配慮し、危険行動を予防しております。しかしながら、やむを得ず療養者の方の身体を抑制せざるを得ない場合がございますので、以下の事項につきまして、ご理解とともにご協力をお願いいたします。

- 1 やむを得ず身体拘束を必要とする場合の対応として、以下の理由で身体抑制が必要と判断しました。
 - (1) 療養者本人または他療養者などの生命または身体の安全を確保するとき
 - (2) 身体抑制をおこなう以外に代替する看護・介護方法がないとき
 - (3) 転倒・転落予防
 - (4) その他
- 2 身体抑制の具体的方法
 - 体幹を安全帯等で抑制する
 - 車いす移動時は安全帯や腰ベルトを使用する
 - 離床センサーを使用する
 - 監視カメラを使用する
 - その他

差し入れについて

ご家族やお知り合いからの差し入れは可能ですが、お受けできるものについては、下記の例示をご参照ください。
また、差し入れがある方は、あらかじめ事務局にご連絡ください。ご来訪時間や受取場所、連絡方法等を調整させていただきます。
※事前のご連絡を受けていない差し入れは、受付できない場合がありますので、くれぐれもご注意ください。
※濃厚接触者の方からの差し入れは原則不可です。

【例示】

◆差し入れできないもの

- ☆食品、飲み物
- ☆たばこ（加熱式たばこを含む）
- ☆危険物（包丁、ナイフ等を含む）
- ☆騒音を出すもの
- ☆冷暖房器具（電気毛布を含む）

宿泊療養における費用負担について

新型コロナウイルス感染症の療養のための宿泊費用、食事代等はありません。
ただし、新型コロナウイルス感染症以外の医療が必要となった場合は、別途ご自身の負担が発生します。

- 宿泊費用、食事代 → 費用負担はありません。
- 診療費、薬剤費
 - ・ 新型コロナウイルス感染症に関連する医療 → 費用負担はありません。
（例） 発熱や咳、のどの痛みに対する治療等
 - ・ 新型コロナウイルス感染症に関連しない医療 → 自己負担が発生します。
（例） 持病の治療、持参薬の継続処方等

お問い合わせ先
滋賀県健康医療福祉部感染症対策課
電話：077-528-3582